# 大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について ~説明資料~

## 平成30年2月2日 大阪市港湾局

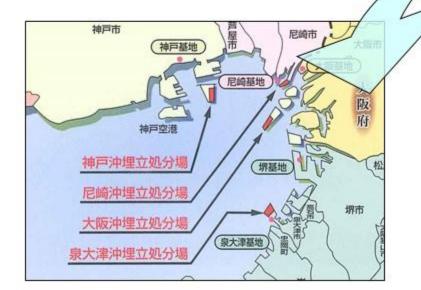
## 1. 大阪湾圏域広域処理場整備事業の背景

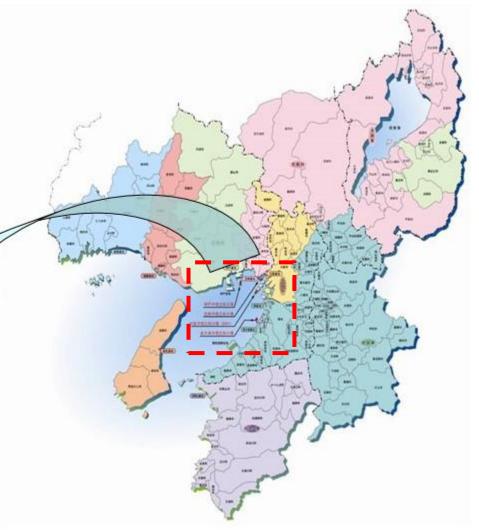
昭和50年代、大都市圏において廃棄物処分場確 保が困難な自治体が急増



昭和56年に「広域臨海環境整備センター法」(略称:フェニックスセンター法)が制定

大阪湾広域臨海環境整備センターが事業の実施主体となり、近畿圏(大阪市を含む2府4県168市町村(H29.4月現在))の廃棄物を処理するための埋立処分場を大阪湾内に整備(大阪湾圏域広域処理場整備事業)





## 2. 大阪湾圏域広域処理場整備事業の現状

		埋立処分場	面積	受入容量	埋立期間	
Ţ	期	尼崎沖 埋立処分場 (管理型·安定型併用)	113ha	1,600万m <sup>3</sup> 一般廃棄物 220万m <sup>3</sup> 産業廃棄物等 290万m <sup>3</sup> 陸上残土 700万m <sup>3</sup> 浚渫土砂 390万m <sup>3</sup>	亚戊二年。20年	
1		泉大津沖 埋立処分場 (管理型·安定型併用)	203ha	3, 100万m <sup>3</sup> 一般廃棄物 390万m <sup>3</sup> 産業廃棄物等 720万m <sup>3</sup> 陸上残土 1, 270万m <sup>3</sup> 浚渫土砂 720万m <sup>3</sup>	平成元年~30年	
п	期	神戸沖 埋立処分場 (管理型)	88ha	1,500万m <sup>3</sup> 一般廃棄物 580万m <sup>3</sup> 産業廃棄物等 620万m <sup>3</sup> 陸上残土 300万m <sup>3</sup>	平成13年~39年	
"		大阪沖 埋立処分場 (管理型)	95ha	1,400万m <sup>3</sup> 一般廃棄物 540万m <sup>3</sup> 産業廃棄物等 580万m <sup>3</sup> 陸上残土 280万m <sup>3</sup>	F1% 104 - 094	

管理型処分場: 管理を要する廃棄物を受入れるため、廃棄物が海域に溶出しないよう遮水鋼矢板で囲んだ処分場で、一般廃棄物及

び産業廃棄物等を受入れる。

安定型処分場: 性状が安定した廃棄物を受け入れる処分場で、陸上残土及び浚渫土砂を受入れる。

## 3. 大阪沖埋立処分場の推進

#### 事業内容

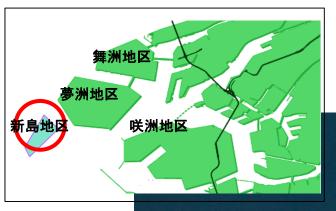
•面 積:95ha

・施工者:大阪湾広域臨海環境整備センター

· 廃棄物等受入予定量: 1,400万m3

・受入廃棄物等の種類:一般廃棄物、産業廃棄物、陸上残土

・受入期間:平成21年10月~平成39年度末



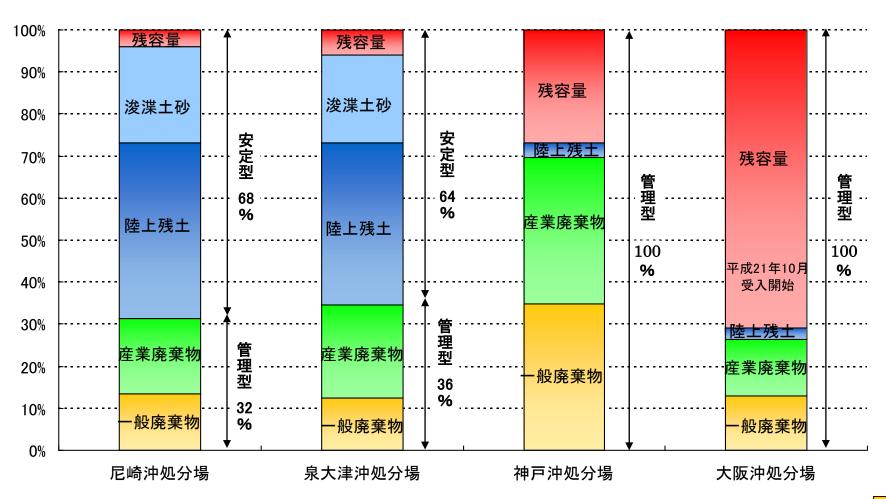
廃棄物受入範囲 (近畿2府4県168市町村(H29.4月現在))





## 4. 各埋立処分場の受入状況

- 尼崎沖埋立処分場は平成 2年から受入れを開始し、平成28年度末での残容量は約 3%となっている。
- 泉大津沖埋立処分場は平成4年から受入れを開始し、平成28年度末での残容量は約5%となっている。
- 神戸沖埋立処分場は平成13年から受入れを開始し、平成28年度末での残容量は約27%となっている。
- 大阪沖埋立処分場は平成21年から受入れを開始し、平成28年度末での残容量は約71%となっている。



## 5. 基本計画の変更理由

#### く変 更 理 由>

#### 一般廃棄物

#### 産業廃棄物

- 広域処分委託量調査の結果、神戸沖埋立処 分場の陸上残土搬入量が計画を下回る状況 にあり、計画している平成39年度内の埋立は、 終了しない見込みである。
- 調査結果を基に、各処分場の廃棄物量の配分を見直す。

#### 2処分場体制の維持

南海トラフ地震などの大規模災害も予見される中、フェニックス圏域における廃棄物の安定的な処分を行うためには、2処分場体制を維持する必要がある。

#### く変 更 内 容>

受入廃棄物の種類別 計画量の変更

工事期間・埋立期間の延伸

現基本計画

## 6. 基本計画の変更内容

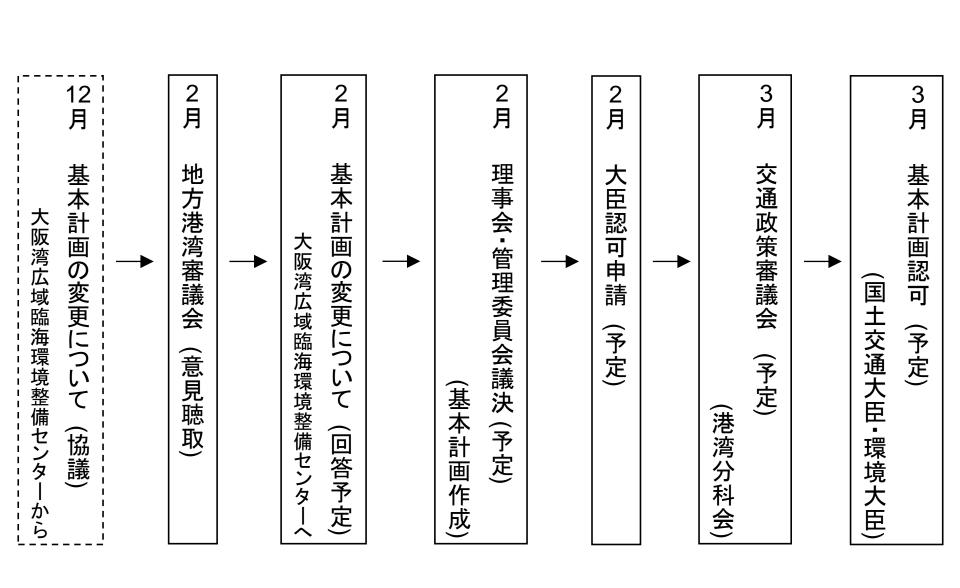
### <廃棄物量および埋立終了年度の変更>

単位:万㎡

埋	立 場 所 名	一般廃棄物	産業廃棄物 ・ 災害廃棄物	陸上残土	浚渫土砂	計	工事及び埋立 終 了 年 度
I	尼 崎 沖 埋 立 処 分 場	220	290	700	390	1,600	平成30年
期	泉大津沖埋立処分場	390	720	1,270	720	3,100	平成35年
期	神 戸 沖 埋 立 処 分 場	(580) 720 <b>1</b> 4	620 4 <b>0</b>	(300) 160	0	1,500	平成39年
	大 阪 沖 埋 立 処 分 場	(540) <b>5</b> 590	o (580) 530	280	0	1,400	平成44年
合	計		(2,210) (2,160	(2,550) 2,410	1,110	(7,600) 7,600	

注)()内は、現計画の数量である。

## 7. 基本計画変更に係る今後のスケジュール



## 8. 基本計画変更について港湾審議会の案件とする理由

- (1)広域臨海環境整備センター法 第20条第7項
  - 7 センターは、<u>基本計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、</u>あらかじめ、その区域の全部又は一部が<u>広域処理対象区域内にある</u>都府県及び広域処理場整備対象港湾の港湾管理者に協議しなければならない。
- (2)広域臨海環境整備センター法案に係る附帯決議(参議院 運輸委員会S52.06.02)
  - 6 <u>基本計画の策定に当たっては、あらかじめ地方港湾審議会</u>及び地方公害対策審議会<u>の意見を聴く</u>とともに、その内容を関係住民に公表し、その意見を聴取する措置をとるようセンターと関係地方公共団体を指導すること。
- (3)広域臨海環境整備センター法の業務に係る基本計画について (港環第33号 S62.03.25 運輸省港湾局環境整備課長から各港湾管理者の長あて)

標記のことについて、別添のとおり大阪湾広域臨海環境整備センターの理事長宛通知したので了知されたい。

なお、<u>基本計画の協議の回答に当たっては、</u>あらかじめ庁内の関係部局と十分連絡調整を行うとともに、<u>埋立場所が計画されている港湾の港湾</u>管理者においては、地方港湾審議会の意見を聴くよう図られたい。